

(第一類 第十二号)

第一回議院 建設委員会議録 第二十一号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事内海 安吉君

理事大島 豊平君

理事山三男君

理事三鍋 義三君

理事田榮之助君

理事三鍋 義三君

理事伊東 隆治君

理事木崎 茂男君

理事高木 松吉君

理事中村 貢太君

理事廣瀬 正雄君

理事松永 東君

理事今村 等君

理事山下 榎二君

理事渡邊 繁藏君

大藏省事務官

大藏省事務官

建設政務次官

建設政務次官

建設事務官

委員に選任された。

三月二十九日

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法制定促進に關する請願(池田正之輔君紹介)(第一六七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

首都圈整備法案(内閣提出第一三八号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

都市公園法案(内閣提出第一三三号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

というとつままして、完全の域とまでは申すことはできないにいたしましても、相当の程度につきまして統一できるという意味におきまして、これ非常に貢献するところが多いものであります。もと確信いたすものであります。もし本案が成立いたします場合には、政府といたしましても、この趣旨に基きまして一そく官庁施設の統一、合理化ということに努力をいたしまして、成果をあげたいものと念願をいたしていよいよな次第でございます。

以上建設省の所信につきまして、言私どもの見解を表明いたした次第でございます。

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

に改める。

附則第三項中の建設省設置法第十一条第一号の二の改正規定及び附則第四項中の北海道開発法第十二条第一項第一号の二の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

修正理由を申し上げます。

本案第九条の三には、各省各府の長は、その所管の建築物等を維持管理しなければならぬ旨規定されておりま

すが、現行の国有財産法第五条に同様の規定がありますので、重複を避けるため「維持管理」とありますを「保全」に改めることが適当と考えます。

また本案第十二条第一項には國家機関の建築物と並べて「合同庁舎」の字句がありますが、合同庁舎も國家機関の建築物の一種でありますから、この字句を削除することが適當であると考

えるのであります。以上。

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

〔総賛起立〕

○德安委員長 起立總員。よつて内海君提出の修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総賛起立〕

○德安委員長 起立總員。よつて修正部

分を除いては原案の通り可決いたしました。これにて本案は修正議決いたしました。なお報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○德安委員長 御異議なしと認めさせよ

うに決しました。

○德安委員長 次に公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

〔総賛起立〕

○德安委員長 起立總員。よつて内海君提出の修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総賛起立〕

○德安委員長 起立總員。よつて修正部

分を除いては原案の通り可決いたしました。これにて本案は修正議決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○德安委員長 御異議なしと認めさせよ

うに決しました。

○德安委員長 次に公債事業に関する法律の一部を改正する法律案

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案(子)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

(田中角榮君外九名提出、衆法第二七号)

三月三十日
委員齋藤雄次君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の指名で

ましては全く賛成でございます。本案案の内容によりまして、從来から懸案となつております官房長官の問題について、明させていただきたいと存じます。

おりまます官房長官の改正案につきまして、建設省としての意見をこの際表記させていただきたいと存じます。

本案につきましては、政府といいたしまして、建設省としての意見をこの際表記させていただきたいと存じます。

及び内海君提出の修正案について採決いたしました。まず内海君提出の修正案に賛成の諸君の御起立を求めて

の東京建設部であり、請負者は長建設株式会社でございます。工事は浜松の防衛庁の航空通信学校の工事でござります。工事費は五千二百六十万円でございまして、そのうち三割の一千五百七十八万が前払い金となっております。そのうち三百三十四万円の出来高のところで工事が中止いたしまして、事故といたしまして、その差額の一

千五百七十八万円の前払い金から、でき上りておりました高を差し引きました一千二百四十三万円の事故金額が保証会社から支払われてゐるのでござります。この原因は同会社の倒産によるものでございまして、その結果現在その会社は営業休止の状況にあるようになります。次第でございます。完成保証人がありまして、その事故を請求しましたけれども、完成保証人の方は違約金を払いまして保証を拒否いたしましたので、防衛庁において請負契約を解除した結果、残工事につきましては、別に入札をいたしまして、別な業者によって現在は完成をいたしております。次第でござります。

以上、御報告を申し上げます。
○德安委員長 本案を討論に付します。本案に対する討論の通告もないようありますから、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○德安委員長 御異議なしと認め、さ

るが、この際は國立公園地域内にございまして、都市公園につきましては、國立公園厚生省で主導いたしておりますので、は、この施設の管理は、國立公園法の規定に基づいて管理者が管理いたすことになります。國立公園法の規定によると、國立公園の施設として設けますものについての管理は、おむね地方公共団体となっておりますので、原則として都市公園の施設の管理者と一致することが多かると思います。しかしながら、國立公園の施設を直接国が設ける場合、それから市町村の管理いたしております都市公園内において、府県知事が國立公園の施設を管理するという場合が、今お話をございましたように考えられるのでござります。しかしその際には、まず都市公園されることになつております。都市公園内に國立公園の計画に基く公園施設ができたような場合には、当然にその施設の管理は國立公園の管理者が行うことになると思うのでございますが、従来國立公園の管理は、都道府県知事がこれを託されてやつてる場合が多いので、市町村長の管理する都市公園にそなうな施設が設けられた場合には、管理が二分化するように思われるのであります。こうした点から考えて、せつかくのこの法案が適切を欠くおそれがあると思うのであります。が、この点についての御見解を承わる次第です。私はこのようない場合には、法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。本案に賛成の諸君の御起立を願います。本件に賛成の諸君の御起立を願います。

〔「給賛起立」〕

○德安委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○德安委員長 御異議なしと認め、さ

よつて決しました。

○德安委員長 次に都市公園法案を議題とし、審査を進めます。

○三鍋委員 都市公園と國立公園との関係につきまして、若干お尋ねいたしました。三鍋義三君。

質疑の通告がございましたから、これをお許しいたします。三鍋義三君。
○三鍋委員 都市公園と國立公園との関係につきまして、若干お尋ねいたしました。三鍋義三君。

質疑の通告がございましたから、これをお許しいたします。三鍋義三君。

○三鍋委員 都市公園施設についてもこのような地域や地区の指定ができるのかどうか、これをお聞きしたい。であります。それが二十カ所以上の特別地域が指定されておるということになつております。

○三鍋委員 次に國立公園法の第八条の第二項を見ますと、主務大臣は國立公園の風致維持のために特別地域を指定したり、あるいは景観維持のために特別保護地区を指定したりすることができるようになつております。この特

別地域とか特別保護地区に指定されておるのは、大体全國に現在どのくらい

の範囲に設けられてありますか。
○町田政府委員 國立公園法の関係は市公園がございまして、都市公園に國立公園の施設が設けられる場合に、は、この施設の管理は、國立公園法の規定に基づいて管理者が管理いたすことになります。國立公園の施設として設けますものについての管理は、おむね地方公共団体となっておりますので、原則として都市公園の施設の管理者と一致することが多かると思います。しかしながら、國立公園の施設を直接国が設ける場合、それから市町村の管理いたしております都市公園内において、府県知事が國立公園の施設を管理するという場合が、今お話をございましたように考えられるのでござります。しかしその際には、まず都市公園内に國立公園の施設を設けるにつきましては、十分都市公園の管理者と協議をいたしまして、この規定に基きまして第七条によりまして設ける施設も制限を受けることになります。第七条に該当いたしません國立公園の施設は設けることを得ませんし、またそれを第七条に該当しまして設けました場合にかかるとすれば、これらの地域についての工作物の新築あるいは水面の埋め立て、木竹の伐採、家畜の放牧その他いろいろな面で制限を受けるわけですが、これが、この点についてやたらにこまごまとあると考へられるのでございまして、この点につきましては事実上支障がないものと考へております。

○三鍋委員 次に國立公園法の第八条の第二項を見ますと、主務大臣は國立公園の風致維持のために特別地域を指定したり、あるいは景観維持のために特別保護地区を指定したりすることができるようになつております。この特

別地域とか特別保護地区に指定されておるのは、大体全國に現在どのくらい

の範囲に設けられてありますか。
○町田政府委員 今御意見のございまします、ただいま御審議いただいております法律と、それから國立公園法とが両方適用になるわけですが、

これが、この際は都市公園に對

ますと「都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができるもの」ことになっておりますが、みずから設けまたは管理することが不适当または困難であるというのは、どういう場合を考えたおられるのございますか。

○町田政府委員 都市公園に設けます。公園施設は公園管理者みずからが行なうことが最も望ましいと思うのですが、いかにも第五条におけるように規定いたしましたとして、公園管理者以外のものがおきまして、公園施設をみずから設け、または管理することができるように規定いたしましたのは、たとえば公園施設の中には売店とか軽食堂等のようだ地方公共団体がみずから経営することが必ずしも適当でないもののがござりますし、なお財政上、技術上の理由等によりまして、その他の施設につきましても公共団体が設置したり管理するところが困難である場合は、ときどきござります。それでそういう場合に、管理者以外のものがこれを設け得るよう規定を設けた次第でございます。

○三鷄委員 これはいろいろな公園に具体的な問題としてあると思うのでございますが、たとえば日比谷公園の松本樓でございますが、この状態を私たちが実際に見てみますと、公園を利用する人によっては何ら便宜というものが無い。便宜がないというよりも、むろあいものがために、これを利用する人々の自動車とか、そういうものの出入りによりまして、公園で慰安したり、あるいはしこいの場所を求

めにくる人に迷惑を与えておるのであります。「公園に設けるべきではないと思うし、また設けた後に撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要があるのではないか。そういうところまでの設けるべきではないと思うし、また現在あるものを何らかの処置を講じて撤去されるかなどとする必要がある

めにくる人に迷惑を与えておるのであります。

○町田政府委員 今御意見のございまして、都市公園法のような公園を設けたいとしたときに、この法律の設置される意義も私はあると思うのでございまして、初めてこの都市公園の設置に、特に不可能な場合を考えられます。その後につきましては、その五年間の期間内に極力公園施設に変更させるよう行政指導をいたして参りたいと思いまして、五長五年間だけはその施設の存置を許すように考へております。その後につきましては、その五年間の期間に、最早五年を経過した後に撤去されることがあります。なほそれが不可能なものは、五年を経過した後に撤去されることがあります。なほそれが不可能なものは、五年を経過した後に撤去されることがあります。

○三鷄委員 松本樓がどのようにして設置を見ておるのでございまして、これは従来都市公園法のような公園を管理いたしました規範がございませんでしたので、その設置はやむを得なかつたわけでございます。それで今御意見のように考へております次第でございまして、その心配はないと増改築すれば、なほそれが不可能なものは、五年を経過した後に撤去されることがあります。なほそれが不可能なものは、五年を経過した後に撤去されることがあります。

○三鷄委員 第十条の原状回復の点につきましては、これはたとえば公園内の地下に水道管あるいは下水管等が埋まつてしまつた場合には、これが不要になりましたときにも特に掘り出して原状回復をする必要があります。この規定では適用がないのです。この規定では適用がないのです。

○三鷄委員 第十条の原状回復の点につきましては、これはたとえば公園内の地下に水道管あるいは下水管等が埋まつてしまつた場合には、これが不要になりましたときにも特に掘り出して原状回復をする必要があります。この規定では適用がないのです。この規定では適用がないのです。この規定では適用がないのです。この規定では適用がないのです。

○内海委員長代理 ばくに御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、予備検査の段階における質疑はこれにて終了いたしたいと思います。御異議はございませんか。

○内海委員長代理 ばくに御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、予備検査の段階における質疑はこれにて終了いたしたいと思います。御異議はございませんか。

れを更新するときの期間についても、同様とする。」となつておりますが、この意味をちょっと御説明願いたいと思います。

○町田政府委員 公園施設につきましては、公園管理者が管理いたしますのであります。それで全国に公園施設以外の各種の御指摘になりましたような施設が存置されております場合に、この経過規定によりまして、今直ちにそれらの物件を撤去いたしますことは、実情として不可能な場合を考えられますので、最長五年間だけはその施設の存置を許すように考へております。その後につきましては、その五年間の期間内に極力公園施設に変更させるよう行政指導をいたして参りたいと思いまして、五長五年間だけはその施設の存置を許すように考へております。その後につきましては、その五年間の期間内に極力公園施設に変更させるよう行政指導をいたして参りたいと思いまして、五長五年間だけはその施設の存置を許すように考へております。

○町田政府委員 公園施設につきましては、公園管理者が管理いたしました公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならぬ。」ようないたしておられます。それまでに許可なくして他の施設に変るようとは起り得ないと私は思つています。ことに後段におきましては、「許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とが許可なくして他の施設に変るようになります」というように許可を受け直す必要があります。これによる規定期間いたしておるのではなくて、その心配はないと思つて、そのままにしておられます。なほそれが不可能なものは、五年を経過した後に撤去されることがあります。

○町田政府委員 公園施設につきましては、公園管理者が管理いたしました公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならぬ。

○内海委員長代理 御異議なしと認められぬが、何かそれをまた擁護するよう

管理する期間は、十年をこえることがあります。

○内海委員長代理 ばくに御異議なしと認められぬが、何かそれをまた擁護するよう

四

○内海委員長代理 次に首都圈整備法案を議題とし審査を進めます。ちょうど大蔵省の原主計局次長、自治庁の小林行政部長がお見えになつております。御質疑があればお許しいたします。

業の実施も困難になるし、またこれに伴う財政的負担も増加していくといふ事態に直面していくことは明らかであると、私は考へております。このような見地に立ちまして提案されておりまますとの法案を検討いたしますと、内容的には私はさわめて不利な風

望もあるそうであります。そういうふうなうにできるだけ相当広範囲を考えて、きたいことなどあります。これも各方面の今度の委員の方々の意見によつてきまとことと存するのであります。

つきましても、委員長のほかに四名の委員もお作りになるように出でおりますが、ただいまの政務次官の御意見によりますと、相当慎重に、りっぱな人をこれに連ねなければならぬというふうにお述べになつております。私ははゞくもつともな考え方だと思っておりま

あらう。そうでなければ子供が遠いところの学校に通わなければならぬといふような、非常に不便な状態もできなくなるということを考えまして、当然住宅公団の集団住宅を作るようなときには、その一部の予算として学校の建設費も同時に並行して考えていくべきじやう

ります「首都圈整備法案」につきまして簡単に二、三要点について質問してみたいと思うのであります。今回東京都を中心として、さらにこれに隣接する地域の整備を目的とせられてまして本法を提出されたのでございますが、ただいま提案になつておりますこの法案の内容を検討いたしましたと、昭和二十五年で

が多いように察知いたのであります。もちろんこの法案に伴う予算的な措置もいたされておりませんし、また具体的な計画は今後お立てになるという法案でありますので、これらについて具体的な質問ができません。できませんがしかし、私はこの程度の法案の内容であつては、先ほど来申し上げておりまするような大きな仕事の実現は、きつてござりません、どうこう

市計画とかあるいは土木建築の一流の人物によつてやつて
いただからなければならぬ。いわゆる都
しては相当一流の人物によつてやつて
いただからなければならぬ。いわゆる都
人物、あるいは自治行政の一流の人物
というような人によつてこれを立案し
ていただきたい、かように考えておる
のであります。

ます。たくさんの人を連ねる必要はない。ほんとうに総合計画を立てる上において識見といい、その力といい、また技術的な考え方においても、人後に落ちないりっぱな人をその局に据えていたぐことが人選上大事な要件ではないかと考えておるのであります。この点につきましては、政務次官の意見と私は意見を同じくするものであります。

ないかという意見を私は述べて参つておりますが、私はよく勉強しておりますが、公団住宅の何千戸以上に上る集団住宅の予算の中に、学校建設の予算が本年度は考えられていないのではないかといふふうに考へるのであります。そこで東京都及び近郊の開発区域の中には、やはり住宅問題も同時に総合的に考へていく必要があろうと思ふ

ありましたか制定されました旧法に比較して、やや私は前進いたしております。しかしながらこの日に日に膨大になっていきます大東京の整備、並びに近接する地域の政治、経済、文化、これらの総合的な計画についての事業というものはきわめて膨大なものであります。この計画を実施されるに当りましては、

おりまするような大きな仕事の実現は、きわめてむずかしいというふうに考えるのであります。この点について政務次官は一体どのようにお考えになつておりますか、まずその点を第一点としてお伺いいたしたい。

○堀川政府委員 二階堂委員の御質問はよく私もわかるのであります。できだけ強い法案を作るということが本旨でなければならぬということであるのであります。国民の立場から

○一 謙 勝 大 き い お ほ い し が う
と、計画をお考案になつておる区域とい
うものも相当広範囲にわたるようだ
伺うのであります。従いまして私は、
先ほどから申し上げておりますよう
に、これは單に旧法に基いての東京都
内の仕事だけでも大へんな仕事であり
ます。加えて今後計画を立てて事業を
実施せられるという区域は、先ほど政
務次官も申されましたごとく、大へん
な広地域にわたる産業、経済、文化す
べての立場で、この問題を

の点にござましては、政務次官の意見と私は意見を同じくするものでありますので、要望として私の意見をつけ加えておきます。

こまかいい点につきましてはいろいろ質問をいたしたい点もありますけれども、要点のみに限つて私は質疑をいたしてみたいと思っておりますが、次にお伺いいたしたいことは、国の補助の規定に関する点であります。第二十四条には、開発区域内における学校建

的な裏づけあるいは賃金的な裏づけと
いうものをなさなければ幾通りっぱな
法案をお作りになつても実施が伴わな
いことになつて、骨抜きの法案でしか
ないといふに考えられるのであります。
たとえば東京都の空港網の整備
一つを考えてみましても、大へんな仕
事だと考えております。今にしてこの
ような実施計画を立てて、相当思い
切った仕事を断行しなければ、この仕
事が、一日おくれればおくれるほど事

法案を委員会へ提出して審議を願つておるのであります。前は首都建設委員会より強いものをここにあげておるのではなかろうかと私は考えておるのであります。そこで首都圏の範囲の点につきましても、前は五十キロの円形というような幅の狭いものであつたのであります。が、今回は大体七、八十キロから百キロくらいの程度になるのではあるらうか、がよりに考えておりま。す。県にいたしましても千葉県、神奈川県、埼玉県あるいは群馬県、栃木県、茨城県も入れてくれといふような御要

へておかかる総合計画をお立てになつて、そして整備しようということありますので、相当思い切った計画をお立てになつただけではそれは無意味である。これに伴う予算措置が相当思い切ってなされなければ、この法案は死文にひどいものになつてしまつといふ心配を、私はまずとの法案を見て痛切に感じますので、この実施に伴う将来の予算措置については、十分一つ腹をきめて取り組んでいただきたい、かように考えるわけであります。

設に関する補助の規定があります。御承知のごとく住宅公団によつてかなり多くの集合住宅が建てられるようになつたのであります。が、昭和三十一年度におきましても、住宅公団の計画の中にも、四、五千戸、それ以上になんとするような住宅建設の計画が東京都を中心とした付近にあるのはないかと考えるのであります。このように集団的な住宅を建てて参りますと、その問題の一つに学校の建設が出てくることは当然であります。この住宅公団の予算の中にも、当然子供のために学校の施設を同時に作っていく必要があ

とあります。一計算の範囲内で、小学校の施設にあってはその建設を要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあってはその建設を要する経費の二分の一以内を補助することができる。」というふうに書いてあります。これは補助規定を設けられたことは非常にいいと思っておりますが、しかしながら東京都及び近郊の市街地開発区域内に一つの計画を立てて住宅建設をやられる、こういう計画が立った場合、その計画を推進するためには、ある程度思い切って補助を与えて、住宅も学校も並行して建てていくようなよな

につきましても、前は五十キロの円形
というよりな幅の狭いものであつたの
であります、が、今回は大体七、八十キ
ロから百キロくらいの程度になるので
はなかろうが、かよううに考えておりま
す。県にいたしましても千葉県、神奈
川県、埼玉県あるいは群馬県、栃木県、
茨城県も入れてくれといふような御要

なされなければ、この法案は死文にひどいものになってしまふといゝ心配を、私はまずこの法案を見て痛切に感じますので、この実施に伴う将来の予算措置については、十分一つ腹をきめて取り組んでいただきたい、かように考えるわけであります。

京都を中心とした付近にあるのではないかと考るるのであります。このように集団的な住宅を建てて参りますと、その問題の一つに学校の建設が出てくることは当然であります。この住宅公園の予算の中にも、当然子供のために学校の施設を同時に作っていく必要があ

これは補助規定を設けられたことは非常にいいと思っておりますが、しかし常におもつておられる東京都及び近郊の市街地開発区域内に一つの計画を立てて住宅建設をやられる、こういう計画が立った場合、その計画を推進するためには、ある程度思い切って補助を与えて、住宅も学校も並行して建てていくといふような

施策が行われなければ、この計画を強力に実施することはきわめてむずかしいのではなかろうかと考えております。

〔内海委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、大蔵省の原次長も見えておりますが、本年度の住宅公団の中の学校の施設あるいは学校施設に必要な用地の予算といものを、建設省、住宅公団の方からその予算の要求があつたと思いますが、あなたの方でこれは不必要だというよな——結果から見ますと予算がついていないといふことであれば、あなたの方でその予算はどうも困るというふうにおっしゃつたのではないかと思うのですが、どういう理由で、そういうことに

それから文部省の規定によります

と、小学校と中学校では建設についての補助が違つてあるのではなかろうかと思つてあります。

それから文部省の規定によると、

よく勉強しておりますのでわかりません。しかしながら小学校と中学校の建設の補助を二分の一と三分の一に違えたのか。これは同じ学校の建設に必要なものならば、二分の一あるいはそれ以上の補助は当然なさるべきなのだと

思つてあります。それは一つの計画ができ、その計画を強力に推進しようとするために法案が出るのです。だから小学校の場合と中学校の場合と文部省の規定によつて違つてお

る法律の通りにこれを実施すればいいのだといふなことであつては、この非常に膨大になつていく東京都の整備、あるいは近郊地域の整備計画を実施する上において手ぬるいのではありませんかと思つてあります。これはある程度思

い切つて補助を出すというようにお考へになるのが適当じやないかと考えております。この点について私大蔵当局にお尋ねをいたしてみたいと思うのですが、原さん、この二点についてどうですか。

○原政府委員 第一の御質問、つまり住宅公団の予算において学校の建設費がない敷地の費用を認めない理由はどうかということでありますが、いろいろそういう御要望もあるのであります

が、何分少い資金でたくさん住宅を建

てたい、そして一般に学校の建設の費

用は、御案内の通りに地方団体が一部

補助をもらい、一部起債等の財源でや

ることになつております。もちろん首

都圏地域、あるいは住宅公団の活動し

ます地域の公共団体も、それぞれ財政

の苦しい中であります、どちらかと申しますと、大体ただいま公団でやつ

ております地域は集中的な人口の多い

ところ、都市の中でも特に大きなところ

を中心にしておりまして、そろ

う補助以外の財源の調達に当つて

は、たとえば起債の能力にしろその他

にしる比較的能力があるのではないか

といふようなところから、せつかくそ

ういう力を出していくだくというよう

なつもりで、一方に住宅をよけい作りた

てやることが主であつて、学校のこと

あります。それをそのまま引き写したのあります。それではちつとも新味がついての補助は、たとえば文部省関係で不正常授業解消に関する法律があります。これはそういう事態が起つてきました。たゞ初めて自治体が文部省なりあるが足らぬからせひこれを作ってくれといふこととの事態が起つて初めてそういう問題が起つたときの補助とかあるいは老朽校舎に対する補助とか、これは文部省の規定にあります。しかし公団の住居を関しましては、これは一年か半年前年の五月三十一日にそこに家があるかないかといふことではないかぬといつてやつて、どうといふことに重点を置いたわけなのであります。補助率に

つきましては、先ほど申しましたように団体の財政力を考へましても、やはり一般の補助率でよろしかろうと思つたわけなのであります。中学校と小学校に差がありますのは、大体昔の学制から六・三制になりまして義務教育が伸びました。そのため、大体昔から何と申しますか、小学校の建物は地方団体が自力で建てるというような建前になつてきておりましたので、そこへ持つてきて中学の課程が義務教育に加わるというようなわけで、これは追加の何でござりますから、非常にそのときに中学校を一時に必要とするといふ問題については、不正常授業の適用をしてやればいいとか、あるいはその他文部省の規定にあるような学校補助の規定を適用すればいいのだというお考へであつては、たとえば住宅の建設計画にしましても、あるいは首都圏整備法案の中に盛られておりますとの開発区域の中に建てられる住宅の問題に関連する学校の問題にしましても、私は手ぬるいと思うのであります。これは予算もついておりませんし具体的な案

であります。それではちつとも新味がついての補助は、たとえば文部省関係で不正常授業解消に関する法律があります。これはそういう事態が起つてきました。たゞ初めて自治体が文部省なりあるが足らぬからせひこれを作ってくれといふこととの事態が起つて初めてそういう問題が起つたときの補助とかあるいは老朽校舎に対する補助とか、これは文部省の規定にあります。しかし公団の住居を関しましては、これは一年か半年前年の五月三十一日にそこに家があるかないかといふことではないかぬといつてやつて、どうといふことに重点を置いたわけなのであります。補助率に

つきましては、先ほど申しましたように団体の財政力を考へましても、やはり一般の補助率でよろしかろうと思つたわけなのであります。中学校と小学校に差がありますのは、大体昔の学制から六・三制になりまして義務教育が伸びました。そのため、大体昔から何と申しますか、小学校の建物は地方団体が自力で建てるというような建前になつてきておりましたので、そこへ持つてきて中学の課程が義務教育に加わるというようなわけで、これは追加の何でござりますから、非常にそのときに中学校を一時に必要とするといふ問題については、不正常授業の適用をしてやればいいとか、あるいはその他文部省の規定にあるような学校補助の規定を適用すればいいのだというものが強力に実現できぬ場合が手ぬるいのです。文部省の規定があるから、その一般の規定を適用すれば事足りるのだ、こういうことは実施計画といつもののが強力に実現できない。何のためにこの法律を出すのです。東京都内の混雑している状態を考えても、このままにほつておいておけないということです。東京都内の混雑している状態を考えても、このままにほつておいておけない

いう法律案が、一步前進した形で出て

おる。私はこの法律案はどうも手ぬるいと思う。このよくな一日もやるがせにできない緊急な事態を、何とか解決しなければならぬということでの法案が出て、これからあと基本計画は立てられて、整備計画は立てられて、その場合そういうことでの法を実施事業計画に移されるわけあります。その場合そういうような予算措置が並行して行われていかなければ、幾らりっぱな計画をお立てになつても精神の入っていない死んだような法律になつてしまふ。私はその点を一つとお考へになつていただきたいと思う。なおまた、この予算の補助に並行しまして当然起つてくるのは地方債とか起債の問題です。このことにつきまして私はずつとお考へになつていただきたいと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(鉄)政府委員 実は起債の問題

は財政部長の方がよかつたのですが、出ましたので私からかわって御答弁申し上げます。今お話を通りこの仕事をやるについては大きな資金がいることは明瞭でございまして、との法律にも特に企業債について特別な扱いを書いたましまして、との法律に書いてあるのでございまして、自治庁に従いましてできるだけのことは考えたい、そういうふうに存じております。

○二階堂委員 そういうことだけで私は満足しない。書いてあることだけで満足するならあえてあなたの答弁は求

めない、書いたものがあるからわかる。こういうことであきたらないから、もっと積極的にこういうようになつたとか、すべきだというお考へがあつてしかるべきものと思うからお尋ねするのです。書いてあるからこの通り一々やりますといふことは当然なことです。具体的にいろんな予算とか計画が出でおりませんので、幾らご質問してみましたところでしょうかない。

次に第三十一条資金の融通等に関する規定であります。「國は、整備計画又は事業計画に基く事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあっせんに努めなければならない。」これは先ほど申し上げましたように、計画が立てられるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(鉄)政府委員 実は起債の問題については非常に不安なんです。これは並行して同じような考え方でいかれるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(鉄)政府委員 実は起債の問題については非常に不安なんです。これは並行して同じような考え方でいかれるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○二階堂委員 そういうふうな抽象的な文句では、私は絶対に納得ができない。そこで私は、大蔵省の方にもっと積極的に、との事業計画を遂行する上について、こういうよう

めでない、書いたものがあるからわかる。こういうことであきたらないから、もっと積極的にこういうようになつたとか、すべきだというお考へがあつてしかるべきものと思うからお尋ねするのです。書いてあるからこの通り一々やりますといふことは当然なことです。具体的にいろんな予算とか計画が出でおりませんので、幾らご質問してみましたところでしょうかない。

次に第三十一条資金の融通等に関する規定であります。「國は、整備計画又は事業計画に基く事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあっせんに努めなければならない。」これは先ほど申し上げましたように、計画が立てられるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(鉄)政府委員 実は起債の問題については非常に不安なんです。これは並行して同じような考え方でいかれるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(鉄)政府委員 実は起債の問題については非常に不安なんです。これは並行して同じような考え方でいかれるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○小林(鉄)政府委員 実は起債の問題については非常に不安なんです。これは並行して同じような考え方でいかれるべきものと考えますが、この点について一つ行政部長の御意見を承わつて、速記録にちゃんと残しておかなければいけぬと思います。意見をはつきり述べて下さい。

○原政府委員 実は私は計局の次長をやつておりまして、三十一條の資金の融通の方は主として預金部資金の運用の際または民間資金をいろいろな格好で借り入れるという際のあっせんでございまするし、三十二條は、地方債の方でございまするので、仕事の担当としてはちょっと違つてあります。大蔵省の氣持を私がかわってといふべきだ、「努力なればならない」というようなことではなく、すべきだ

として十分どういう方面に積極的な態度でやりたいという気持は十分持っております。現に今これは一つの例であります。昭和三十一年度予算並びにこれまで十一年度から事業計画に着手すれば、五六年に思つて切つてするのには相当な金が必要。それをやることによって、大へんな経済効果が出てくる。これがはある程度思つて切つた予算措置をしていかなければならぬ。昭和三十一年度にはわずかの金しかついていない。三十一年度から仕事をやれないのに、この中には三十二年度から事業計画に移すといふことが書いてあります。私はそういうことはいかぬと思っております。ですからそういうお考へがあつてしかるべきものと思うからお尋ねするのです。決して学校は二の次お話を、一方で地方債や何かの方では、十分資金がつくといふような事情も考えます。一方で、地方債や何かの方では、それだけの仕事を一年や二年、あるいは五年に思つて切つてするのには相当な金が必要。それをやることによって、大へんな経済効果が出てくる。これがはある程度思つて切つた予算措置をしていかなければならぬ。昭和三十一年度にはわずかの金しかついていない。三十一年度から仕事をやれないのに、この中には三十二年度から事業計画に移すといふことが書いてあります。私はそういうことはいかぬと思っております。だからそういうお考へがあつてしかるべきものと思うからお尋ねするのです。決して学校は二の次お話を、一方で地方債や何かの方では、十分資金がつくといふような事情も考えます。一方で、地方債や何かの方では、

にかんがみまして、ほんとうに仕事をやろうというような段階になると思つておりますが、そいたしますると、わざなどに二十二名くらいではどうていこの膨大な仕事はできいかないと思つております。そこで私は、との人員も相当ふやされる必要があるのではなかろうかと考へるのであります、同時に機構の整備も、私はほんとうに基本計画を立てられ、実施計画を立てられて、それが仕事に移されるだけのしっかりした機構を整備される必要があると思つておりますが、この法案載つておませんこれでは私はなはだ不備だと考へております。そこでどの定員機構について政務次官はどういふやうな御構想を持っておられるか、この点をお伺いいたしたいと思つます。

○堀川政府委員 定員につきましては、先般もお答えいたしましたのであります。

○原政府委員 たゞいま政務次官からお答えがありましたように、予算の編成の時期と本件が持ち上つて参りました時期と、本件が非常におそく持ち上つて参りましたので、それらの関係から予算措置ができるないといふこと

で、三十一年度は予算總則の中に、こ

ういう特別な事態に備えるために、職務権限がある役所から他の役所に移つたという場合に経費等を持つていつ

て、その役所で使えるといふような規定がありますので、それのできる限りにおいてやるといふ考え方でございま

す。なお予備費はどうかといふお尋ね

でござりますが、予備費は、予見しがたい、そうして臨時緊急の必要に充てるためのものであるといふことが憲法、財政法を通じます原則でございま

すので、政府のかなり重要な機構をどうするといふような問題につきましては、やはり予備費でなく、予算に組ん

で御決定を経て実施するのが筋合いで御いますので、予備費によつて定員をふやしますことはいかがかと実は考えています。

○原政府委員 たゞいま申しました時期

的な関係がありましたので、最後の段階で、調整につきましては、たしか五百

万でありましたのが相当額を追加して

おります。ただいま申しました

ときには、この委員会において定員増をどうしてもお願いいたしてみた

が、それがどうしてもやりくりができるだけこれを強力に推進していく

ことは、政府として考へておる次第であります。

○原政府委員 政府といたしましておるわけであります。

○木崎委員 本案でやれるといふふうにあなたはお考へになつておるかも

わかりませんが、私どもは二十名程度で

は仕事ができないと思います。従つて、

うに考えております。

○原政府委員 五百万そぞこの金で

その金をお出しになる御意思があるか

どうか。そうしてもらわなければ人は

やせぬのであります、その点につ

いて大蔵省の御意見を承わりたいと思

います。

○原政府委員 たゞいま政務次官からお答えがありましたように、予算の編成の時期と本件が持ち上つて参りました時期と、本件が非常におそく持ち上つて参りましたので、それらの関係から予算措置ができるないといふこと

で、三十一年度は予算總則の中に、こ

ういう特別な事態に備えるために、職

務権限がある役所から他の役所に移つたという場合に経費等を持つていつ

て、その役所で使えるといふような規

定がありますので、それのできる限りにおいてやるといふ考え方でございま

す。なお予備費はどうかといふお尋ね

でござりますが、予備費は、予見しが

たい、そうして臨時緊急の必要に充てるためのものであるといふことが憲

法、財政法を通じます原則でございま

すので、政府のかなり重要な機構をどう

するといふような問題につきましては、やはり予備費でなく、予算に組ん

で御決定を経て実施するのが筋合いで御いますので、予備費によつて定員を

ふやしますことはいかがかと実は考えています。

○原政府委員 たゞいま申しました時期

的な関係がありましたので、最後の段

階で、調整につきましては、たしか五

百萬でありましたのが相当額を追加して

おります。ただいま申しました

ときには、この委員会において定員増をどうしてもやりくりができるだけ

を強調いたしましたが、委員会にお

いて、前田、三飼両議員、並びに本日

二階堂議員から同じ点を指摘されて

おるのでござります。私もやはりどの

法案をなめましたときに、同じよう

な観点に立つて政府側の考え方をただ

しておきたいと思うのでござります。

○二階堂委員 本案でやれるといふふ

うにあなたはお考へになつておるかも

わかりませんが、私どもは二十名程度で

は仕事ができないと思います。従つて、

うに考えております。

○二階堂委員 五百万そぞこの金で

その金をお出しになる御意思があるか

どうしてても定員は二十名プラス三十

名といふものを確保して、この法案の精神を着実に生かしていくということ

をしなければいけないと考へております。

○原政府委員 たゞいま申上げましたよ

うに私の持つてありますし、信念であ

ります。従つてその人件費が一つもい

うふやせぬのであります、その点につ

いて大蔵省の御意見を承わりたいと思

います。

○二階堂委員 私は二十二名ではとて

も困難である。しかもまた部制も、計

画部なりあるいはその他もう一部くら

い設けて、着実にこの計画が実行に移

されるような準備をされべきだと考

えております。二十二名程度ではとて

もむずかしい。やはりこれは三十名程

で、三十一年度は予算總則の中に、こ

ういう特別な事態に備えるために、職

務権限がある役所から他の役所に移つたといふ場合に経費等を持つていつ

て、その役所で使えるといふような規

定がありますので、それのできる限りにおいてやるといふ考え方でございま

す。これはさきに申し上げましたよ

うに私の持つてありますし、信念であ

ります。従つてその人件費が一つもい

うふやせぬのであります。

先ほど来二階堂議員の御質問に対する大蔵省側のお話を承わっておりましたと、首都建設というものはどうしても強力に進めていかなければならないのである、政府としてはこれについて積極的に手を打つていただきたい。こういうような御答弁をしておられるのでござりますが、反面、それならばこの法律に伴う予算の裏づけはどうか、こういふ二階堂議員の御質問に対しても、これまでの法律を出しておきながら、わずかに二十二名の、それもしかも新たに機構を整備する場合に、新しい予算の持ち出しは一錢もせぬということでこれを進めようとしておるので、私はそのお考えになつておられることが首都の百年の計をおろしていどうとございません前後矛盾しておると思うのでござります。そこでこの法律は、従来の首都建設法とは違つて、広域な地帯にかかるとの考え方があるが、先般来皆さんからも御質問があります通り、機構の問題と予算の裏づけの問題でまとめて徹底しておらない。言いかえれば、仏を作つて魂を入れない、といふような法律になつておると思うのでございます。

そこで、だんだん皆さんの御質問から話が詰まつてきておりますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大蔵省側の意見を聞きたいと思うのですが、さつまも二階堂議員の質問に対して政務次官から、今度の制度の運用上委員会の適用といふことが一つの大テーマになつておると思うのです。これに人を得るかどうかといふことが

今後の総合的な計画を進め、あるいは基本的な問題を取り上げるのに、大きな力になつて参ると思うのでござります。大体今度のこの法案の予算の裏づけが、そういう点についてないのですが、「一体配置転換とおしゃられますけれども、常勤の大臣級の委員を置く」という構想に対しても、どういう措置で経費の裏づけをなされようとしておられるのか。私は回りくどいことは申しません。原次長さんの御見解をお聞ききしたいと思います。これは簡単な問題ではありませんよ。あなたがさつき言われたように、ほんとうに国が首都の建設をやろうとして、政府が信念を持つてこの法律を出したのだといふことであるならば、委員会の常勤の、大臣級の委員の入件荷の裏づけがないと十二名でいいのだといふのはまずいぶついため、さつきあなたが言われたは予算はすでにきつてしまつたといふようなどとを言っておられるけれども、少くとも予算の編成当時には、この問題が具体的に三十一年度の予算編成の政治的課題として出ておった。それにもかかわらずこれだけの法律を出しておつて、機構その他について全く予算の裏づけをしておらないといふことは、大蔵省当局の首都建設に対する基本的な理念を私は疑わざるを得ない。しかも、二十二名で十分やれるところが詰まつてきておりますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大臣級の意見を聞きたいと思うのですが、さつまも二階堂議員の質問に対して政務次官から、今度の制度の運用上委員会の適用といふことが一つの大テーマになつておると思うのです。これに人を得るかどうかといふことが

総合計画を立て、しかも関東六県にも及ぶような重大な国家的な施策を首都圏の軌道に乗せて計画をなさるという法律の内容を持つておるにござります。大体今度のこの法案の予算の裏づけが、そういう点についてないのが、「一体配置転換とおしゃられますけれども、常勤の大臣級の委員を置く」という構想に対しても、どういう措置で経費の裏づけをなされようとしておられるのか。私は回りくどいことは申しません。原次長さんの御見解をお聞ききしたいと思います。これは簡単な問題ではありませんよ。あなたがさつき言われたように、ほんとうに国が首都の建設をやろうとして、政府が信念を持つてこの法律を出したのだといふことであるならば、委員会の常勤の、大臣級の委員の入件荷の裏づけがないと十二名でいいのだといふのはまずいぶついため、さつきあなたが言われたは予算はすでにきつてしまつたといふようなどとを言っておられるけれども、少くとも予算の編成当時には、この問題が具体的に三十一年度の予算編成の政治的課題として出ておつた。それにもかかわらずこれだけの法律を出しておつて、機構その他について全く予算の裏づけをしておらないといふことは、大蔵省当局の首都建設に対する基本的な理念を私は疑わざるを得ない。しかも、二十二名で十分やれるところが詰まつてきておりますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大臣級の意見を聞きたいと思うのですが、さつまも二階堂議員の質問に対し

れはいわゆる総合計画の立案だけで、あとはいわゆるページ・プランを立てたにすぎなかつた。それから、十分な力になって参ると思うのでございまます。大体今度のこの法案の予算の裏づけが、そういう点についてないのですが、「一体配置転換とおしゃられますけれども、常勤の大臣級の委員を置く」という構想に対しても、どういう措置で経費の裏づけをなされようとしておられるのか。私は回りくどいことは申しません。原次長さんの御見解をお聞ききしたいと思います。これは簡単な問題ではありませんよ。あなたがさつき言われたように、ほんとうに国が首都の建設をやろうとして、政府が信念を持つてこの法律を出したのだといふことであるならば、委員会の常勤の、大臣級の委員の入件荷の裏づけがないと十二名でいいのだといふのはまずいぶついため、さつきあなたが言われたは予算はすでにきつてしまつたといふようなどとを言っておられるけれども、少くとも予算の編成当時には、この問題が具体的に三十一年度の予算編成の政治的課題として出ておつた。それにもかかわらずこれだけの法律を出しておつて、機構その他について全く予算の裏づけをしておらないといふことは、大蔵省当局の首都建設に対する基本的な理念を私は疑わざるを得ない。しかも、二十二名で十分やれるところが詰まつてきておりますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大臣級の意見を聞きたいと思うのですが、さつまも二階堂議員の質問に対し

れはいわゆる総合計画の立案だけで、あとはいわゆるページ・プランを立てたにすぎなかつた。それから、十分な力になって参ると思うのでございまます。大体今度のこの法案の予算の裏づけが、そういう点についてないのですが、「一体配置転換とおしゃられますけれども、常勤の大臣級の委員を置く」という構想に対しても、どういう措置で経費の裏づけをなされようとしておられるのか。私は回りくどいことは申しません。原次長さんの御見解をお聞ききしたいと思います。これは簡単な問題ではありませんよ。あなたがさつき言われたように、ほんとうに国が首都の建設をやろうとして、政府が信念を持つてこの法律を出したのだといふことであるならば、委員会の常勤の、大臣級の委員の入件荷の裏づけがないと十二名でいいのだといふのはまずいぶついため、さつきあなたが言われたは予算はすでにきつてしまつたといふようなどとを言っておられるけれども、少くとも予算の編成当時には、この問題が具体的に三十一年度の予算編成の政治的課題として出ておつた。それにもかかわらずこれだけの法律を出しておつて、機構その他について全く予算の裏づけをしておらないといふことは、大蔵省当局の首都建設に対する基本的な理念を私は疑わざるを得ない。しかも、二十二名で十分やれるところが詰まつてきておりますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大臣級の意見を聞きたいと思うのですが、さつまも二階堂議員の質問に対し

れはいわゆる総合計画の立案だけで、あとはいわゆるページ・プランを立てたにすぎなかつた。それから、十分な力になって参ると思うのでございまます。大体今度のこの法案の予算の裏づけが、そういう点についてないのですが、「一体配置転換とおしゃられますけれども、常勤の大臣級の委員を置く」という構想に対しても、どういう措置で経費の裏づけをなされようとしておられるのか。私は回りくどいことは申しません。原次長さんの御見解をお聞ききしたいと思います。これは簡単な問題ではありませんよ。あなたがさつき言われたように、ほんとうに国が首都の建設をやろうとして、政府が信念を持つてこの法律を出したのだといふことであるならば、委員会の常勤の、大臣級の委員の入件荷の裏づけがないと十二名でいいのだといふのはまずいぶついため、さつきあなたが言われたは予算はすでにきつてしまつたといふようなどとを言っておられるけれども、少くとも予算の編成当時には、この問題が具体的に三十一年度の予算編成の政治的課題として出ておつた。それにもかかわらずこれだけの法律を出しておつて、機構その他について全く予算の裏づけをしておらないといふことは、大蔵省当局の首都建設に対する基本的な理念を私は疑わざるを得ない。しかも、二十二名で十分やれるところが詰まつてきておりますから、時間の関係もありますので、私は端的に二、三の点について結論的に特に大臣級の意見を聞きたいと思うのですが、さつまも二階堂議員の質問に対し

る紆余曲折を経てまとめた数字でありますので、これが十分であるというような書きを与えたとしたら間違いでございます。不十分であるが、三十一年度はこれでやつていただきたいといふことであつたのだと思います。

なお、いろいろなあれについて手遼いと申しますが、うまく各措置が並んでいいといふらみがありますが、この点については一言説明させていただきます。政府が責任を持って御提案申しておきますが、本件が動きますについては、率直に申して、時期的にかなりおきに具体的な問題として出て参ります。予算の編成といふのは、毎年の八月末に御要求を出していただくのであります。が、非常におそくなつて、もう予算のまとまりますごく間にあります。そこでお話を政策事項として取扱うべきな問題であるといつて、十分関係各省の間に打ち合せをして、十分関係各省の間に打ち合せをするといふもないといふような事態であります。にもかかわりません、非常に重要な問題であるといつてお話を参りまして、従いまして、そういう意味では、関係の方々と十分予算全般の打ち合せの一環として取り上げて判断をつけてございます。そういうような意味で、確かに前年の年から準備した他の諸項目とは、これに対する対策のそろえ方が足らぬといふことは、おっしゃる通りだと思ひますが、そういうことでやむを得ないといふように、ごかんべんいたきたいと思うのであります。何分非常に大きな問題でありますから、もつと早く私どもの方に原案をいただき、また政

府部内で練りますれば、もっといいものができます。が、この辺はやはり事病の前後があつてそういうふうになつたといふように御了解願いたいと思ひます。

最後に移しあえの問題であります

が、これにつきましても、予算のまとまりますまで十分関係各省の打ち合せがつかぬというよなことからやる

といたしますすれば、三十二年度からと十分御希望を体しまして、関係各省の間で打ち合せて、善処いたしたいと

いろいろに考えておる次第であります。

○堀川政府委員 開議決定にしたらど

うかというよなお話をありました

が、行政委員会でありますので、開議決定と同じよな効力があるのじゃなかろうか、かようと考えます。

それから事業計画の移しあえといふのは、今も原さんが言つておられたよ

うに、今話はしつつあるのではあります。移しあえをするといふことに対しましては、間違いないと考えております。

○木崎委員 時間の関係もおありのよ

うですから、いま一点だけお聞きいたい。原さんのお答えではどうも私は納得ができないのです。公式の席上では

私は原さんは初めて議論をするのである首都建設の問題を正式な課題として取

り上げて——これはもちろん社会党さ

んとも御連絡をしておるのであります。

それが、もしかすると予算の中には、これだけの構想で進めていくには、少くとも機構と予算の問題の明確な裏づけがなければ進まない。そこで人員の問

いを、予算の裏づけを予備費の問題を、少くとも大蔵省には、与

らざるおつしやつておるが、憲法の条項

に予備費の中からの流用をしやいける例がござりますけれども、あなたは、

どうしても予備費からの流用はできず、大蔵省当局の一方的な見解で二

十二名で事足りるといふなどとの予算措置をなさるということは、私は

これまで私は再度お聞きしたいのですが、行政委員会でありますので、開議

決定と同じよな効力があるのじゃなかろうか、かようと考えます。

それから事業計画の移しあえといふのは、今も原さんが言つておられたよ

うに、今話はしつつあるのではあります。移しあえをするといふことに対し

ましては、間違いないと考えております。

○木崎委員 時間の関係もおありのよ

うに、今話はしつつあるのではあります。移しあえをするといふことに対し

ましては、間違いないと考えております。

○原政府委員 先ほどおかれました

よろしく、これで十分だといふように申

し上げたようになっておつたら間違

いなかつたといふことではいけない。そこで、こ

れは仮定の質問ですが、あなたは総理大臣じやないのですから、一つ事務的な

三十名ばかりのものをどうしても予算の裏づけをしてほしといふ意見が

出たときに、大蔵省ではどうなさいま

すか。憲法では、予算を伴う修正の場合には必要な経費の裏づけをすればい

ることになっている。私どもは三十名増員するには約三千万円の経費を必要

上げて、予算の要求の中には、これだけの構想で進めていくには、少くとも機構と予算の問題の明確な裏づけがなければ進まない。そこで人員の問題、機構の問題については五十二名と

いたしますが、これにつきましても、予算のまとまりますまで十分関係各省の打ち合せがつかぬというよなことからやる

といたしますすれば、三十二年度からといたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

いたしますが、この点はなお

○松井政府委員 首都建設委員会の現在の仕事の量と、今問題になつております首都圈整備委員会の仕事の量との関係から、人員等についてどう考えるかという御質問でござります。首都建設委員会は東京都の区域の中の計画を立てるわけでございますが、首都圈整備委員会の方は、その周辺數十キロという非常に広い地域についてやることになっておりますので、仕事の量はおそらく三倍くらいになるのじゃないかと推量いたします。それで、現在は委員会の事務局の人員は十三名でござりますが、当初は二十五名で出発いたしました。その当時の話を伺いますと、当時定員を五十名要求いたしましたが、それが結局二十五名にきまつたようなわけで、その後だんだん人員が行政整理の関係で減つて参りました、現在のような状態になつております。それで今度の首都圈整備委員会につきましては、在來の首都建設委員会が、そんな工合に予定の人員がなかつた上に、だんだん減つて、いつまでもだらだら仕事をやっておるということじゃはなはだおもしろくないのです、なるべく短期間にある程度の計画の仕上げをしてしまつて、あとは仕事の推進をやっていくようにしたいといふような要望が強いのであります。そういうたよな見地から、先般も事務局といたしまして、独自にどのくらい人間が要るかという計算をいたしましたが、大体八、九十名くらいの人間が、できるならばそいつた短期間の仕事をやる上には必要じゃないか、かのように考えられるのでござります。それで先ほど原次長の方から二十二名でやれるというお話をありましたが、こ

れは二十二名でやれるだけの仕事をやつていこうという意味でございまして、それだけで十分だという意味ではなかつたという御趣旨のよう私考えかといふ御質問でござります。首都建設委員会は東京都の区域の中の計画を立てるわけでございますが、首都圈整備委員会の方は、その周辺數十キロといふ非常に広い地域についてやることになっておりますので、仕事の量はおそらく三倍くらいになるのじゃないかと推量いたします。それで、現在は委員会の事務局の人員は十三名でござりますが、当初は二十五名で出発いたしました。その当時の話を伺いますと、当時定員を五十名要求いたしましたが、それが結局二十五名にきまつたようなわけで、その後だんだん

人员の配置転換とかその他で何とかで

やつていこうという意味でございまして、それだけで十分だという意味では

なかつたという御趣旨のよう私考え

かといふ御質問でござります。

○木崎委員 私はあちらの方の席に回つて、野党の立場で質問するならずいふん言いたいこともあります。どういうことでは実際社会党さんにも申しけないと思います。こういうもの

を出しておいて、政府部内で意見の調整がついていない。そこで至急に政府

部内に意見の調整をなさって、予備費

で出せないならば、配賦転換して、必

要最小限度のものは責任を持って出す

といふことの措置をして、そして次の回

委員会までにあらためて責任のある回

答をほしいと思います。そういうと

が明確にならないと、これは与党だか

ら協力したいけれどもできませんよ。

それでさうは時間の関係もあります

まして、一応これで打ち切つておき

ます。

〔参考〕
官庁營繕法の一部を改正する法律案
(田中角栄君外九名提出)に関する報告書
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

午後零時三十分散会

人材の配置転換とかその他で何とかでやつていこうという意味でございまして、それだけで十分だという意味ではなかつたという御趣旨のよう私考えかといふ御質問でござります。

○徳安委員長 次会は公報でお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和三十一年四月五日印刷

昭和三十一年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局